

Bi-Weekly Newsletter

Mar 25, 2020 | ISSUE 40

I. 統計資料

02

2019年の年間海外直接投資動向

II. 産業ニュース

02

企画財政部、輸出債権早期現金化保証0.5兆を追加支援

III. 最新事例・判例

03

- ・ 法人税法上における益金帰属時期イシュー(事前法令法人-463,2019.10.29.)
- ・ 共通仕入税額の按分計算ミスによって過多納付した付加価値税額を更正請求によって払い戻してもらう場合の還付税額の益金帰属時期

ご不明な点がございましたら、いつでも下記のパートナーにお問い合わせください。

Contacts

金祥雲(김·サンウン)Partner	82-2-709-0789	sang-woon.kim@pwc.com
黄喆珍(ファン・チヨルジン)Partner	82-2-709-0759	chul-jin.hwang@pwc.com
申鉉昌(신·ヒョンチャン)Partner	82-2-709-7904	hyun-chang.shin@pwc.com
盧映錫(노·ヨンソク)Partner	82-2-709-0877	yongsuk.noh@pwc.com
李應典(이·ウンジヨン)Partner	82-2-3781-2309	eung-jeon.lee@pwc.com
李南善(이·ナムソン)Partner	82-2-3781-3189	nam-sun.lee@pwc.com

I . 2019年の年間海外直接投資動向

-企画財政部報道資料(<http://www.moef.go.kr/>)

主な内容

- 2019年の海外直接投資額は618.5億ドルで、前年(511.0億ドル)に比べ21.0%増加した。
- 海外直接投資額から回収金額を差し引いた純投資額*は493.3億ドルで前年(416.5億ドル)比18.4%増加した。
(*) 総投資額 - 投資回収額(持分売却、貸付投資回収、清算)
- 金融、保険業250.4億ドル(前年比+45.4%)および不動産業69.3億ドル(+33.3%)が主な増加要因であり、製造業投資は183.5億ドルで前年比13.8%増加した。

[単位: 億ドル、前年比(%)]

区分	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
投資(A)	285.9	303.7	397.9	447.2	511.0	618.5
増減率	(△8.2)	(6.2)	(31.0)	(12.4)	(14.3)	(21.0)
回収(B)	66.3	83.6	101.0	95.8	94.5	125.2
純投資(A-B)	219.6	220.1	296.9	351.4	416.5	493.3
増減率	(△7.2)	(0.2)	(34.9)	(18.3)	(18.5)	(18.4)

II . 企画財政部、輸出債権早期現金化保証0.5兆を追加支援

-企画財政部報道資料(<http://www.moef.go.kr/>)

主な内容

- 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の世界的な大流行で輸出の見通しが一層不確実となり、政府が追加支援策として、中小・中堅輸出業者が流動性を確保できるように輸出債権早期現金化保証規模を追加で拡大することにした。
- 企画財政部は、18日に政府ソウル庁舎で危機管理対策会議を開いてこのような内容を盛り込んだ“COVID-19関連業種・分野別の緊急支援案Ⅱ”を議決し、まず輸出債権早期現金化保証規模を5千億ウォンに追加拡大することにした。
- 輸出債権早期現金化保証プログラムは、輸出業者が債権を受け取ってこれを現金化するまで通常6ヶ月以上の時間を要する業界のジレンマを反映した政策である。
- 昨年2019年4月1兆ウォン規模の輸出債権早期現金化保証プログラムを新設し、今回これを拡大した。
- 政府は追加補正予算の中で500億ウォンを貿易保険基金に出捐する方式で輸出企業に流動性を提供する予定である。
- このような支援策は、最近のCOVID-19の世界的な大流行の中で輸出の見通しが一層暗くなり、今年2020年2月の1日平均輸出額は18億3千400万ドルと、1年前と比較して11.7%減少した。
- 韓国に投資中の企業の場合、政府のさまざまな政策のうち該当事項の有無を把握して、これに対応する必要があると思われる。

III. 最新事例・判例

- 事前法令法人-463,2019.10.29.

1. 争点

- 共通仕入税額の按分計算ミスによって過多納付した付加価値税額を更正請求によって払い戻してもらう場合の還付税額の益金帰属時期

2. 事実関係

- A法人はフランチャイズ業と飲食料業を営み、全国各地で約**個の店舗を運営する総合外食企業であり、
 - A法人は食材を各店舗に発送するために京畿道〇〇市に位置した◎◎物流センター支店(以下“物流センター”)を運営している。
 - A法人と別途の事業場である物流センターは入庫された食材に対する輸送、荷役、検収、保管などの諸般物流の課税役務をA法人に提供している。
- 物流センターは今まで付加価値税を申告する時に、共通仕入税額として分類してA法人 および物流センターの総供給価額に占める甲法人の免税供給価額割合で計算した仕入税額***百万ウォンを控除せず、
 - A法人は該当仕入税額不控除金額を各事業年度の法人税申告時に租税公課金で処理した。
- 物流センターは免税供給価額がなく共通仕入税額が発生しないにもかかわらず、ミスによって仕入税額不控除金額を算定したのを発見し、
 - “14.1期から”19.1期までの課税期間において控除を受けなかった付加価値税額***百万ウォンの還付を“19年**月**日に更正請求して”19年**月**日に管轄税務署長から認容決定を受けて全額払い戻された。

3. 回答内容

- 内国法人の支店が付加価値税の共通仕入税額を按分計算するにおいて、免税供給価額は発生しなかつたにもかかわらず、手違いで本店の課税および免税供給価額を支店の課税供給価額と合算して過多算定した免税関連仕入税額不控除金額を本店の租税公課金で損金処理した。支店の付加価値税更正請求によって当初過多納付した付加価値税仕入税額を払い戻してもらう場合、該当還付税額はその還付税額の決定日が属する事業年度の益金に算入する。

4. 関連法令

● 法人税法第40条【損益の帰属事業年度】

①内国法人の各事業年度の益金と損金の帰属事業年度は、その益金と損金が確定した日が属する事業年度とする。

②第1項による益金と損金の帰属事業年度の範囲などに関して必要な事項は大統領令で定める。

● 法人税法施行令第71条【賃貸料などその他損益の帰属事業年度】

⑦法第40条第1項及び第2項を適用する際に法(第43条を除く)・「租税特例制限法」および同施行令で規定したもの以外の益金と損金の帰属事業年度に関しては企画財政部令で定める。